

地域の人々が集う・憩う・頼るまちづくり

吹田市では平成 21 年 4 月 1 付けで、産業振興条例を施行し、その条例を具体化するために、「地域における商業の活性化に関する要項」を平成 22 年 1 月 1 日付けで施行しました。

要項の施行にともない、商業者等に求められる地域貢献策をやさしく要点的にまとめました。

商業者及び商店街等が、より地域にとけ込み元気に活動していただくためのガイドとして、商業者等とのコンセンサスをとりつけ、商業者や商店街等に合った形で選択しながら取り組んでください。

1. 地域の活性化に協力する

- ・ 商店会や経済団体などの地域団体への積極的入会を図り、連携した活動を強化しよう
- ・ 地域の各種行事、地域振興のための活動に参加し、推進を図ろう
- ・ 地域の各種行事には、会場の提供・各種スペース活用に協力しよう
- ・ 地域を対象とした料理教室等のカルチャー教室を行なおう

2. 地域経済を循環させる

- ・ 市内の官公需の受注確保に努めよう
- ・ 地域内業者や障がい者福祉施設等との積極的な取引を行なおう

3. 商店街と大型店が地域活動で協働する

- ・ 地域の活性化イベントには積極的に協力し、大型店とも協働しよう
- ・ 大売出し・共通商品券・共同宣伝・ポイントカード等の事業にも協働しよう
- ・ 空き店舗等を地域課題に即したコミュニティスペースやテナントミックス（適正業種の配置）の視点による不足業種の誘致によって活用しよう

4. 地域資源の保全、まち並みづくりへ貢献する

- ・ 歴史的建造物・景観・自然資源等を大切に保存または形成に協力しよう
- ・ 祭りなど伝統行事を継承しよう
- ・ 店舗の形・色・模様など街並みとの調和を図ろう
- ・ 吹田市景観まちづくり条例等を遵守した地域の景観づくりに協力しよう

5. こども、高齢者、障害者への配慮を 十分にする

- ・ 子供たちへの声かけ、地域の見守り事業及び子供 110 番運動への積極的協力をしよう
- ・ 空き店舗等を活用した高齢者の交流、子育て支援、住民の溜まり場など地域福祉の拠点をつくろう
- ・ 高齢者、障がい者等に配慮した休憩スペース、スロープ、トイレ等の施設整備を充実させよう
- ・ 外出しにくい人や忙しい主婦等を対象とした宅配サービスを実施しよう

6. 安心・安全、環境に配慮した 地域づくりを進める

- ・ 店舗周辺の清掃活動を行なおう
- ・ レジ袋の削減、マイバッグ運動の実施ゴミの減量化、簡易包装の実施を進めよう
- ・ 荷捌き作業や宣伝活動等の騒音への配慮、深夜・早朝の静穏な環境を保持しよう
- ・ 過剰な照明の削除、冷暖房設備の適切な温度設定等省エネに配慮しよう
- ・ 太陽光発電パネルやLED照明機器等の新・省エネ機器の導入を考えよう
- ・ 防犯、青少年非行防止対策の実施を促進、防犯カメラや照明の設置、学校・自治会との連携等の活動につなげよう